様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	指定障害児入所施設の指定
根拠条例·規則名		児童福祉法
条項		第24条の9
所	管 部 課	福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話:048-829-1309)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する ○児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)第27条の8 ○児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生労働省令第11号)第25条の21 ○さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第65号)
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成25年4月1日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	20日
間	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成21年4月1日最終改正
	備考	